

改正

令和3年3月19日

令和3年10月1日

田尻町無線式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の日常の生活の安全を確保するとともに、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を図るため、無線式防犯カメラの設置、管理及び運用について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線式防犯カメラ

主に犯罪の予防を目的として、本町が町道等に設置する撮影機器で、録画機能を有し、かつ、当該撮影機器が有する無線通信機能を用いて録画した画像の取り出しを行えるものをいう。

(2) 画像

無線式防犯カメラにより撮影・録画された映像情報をいう。

(3) 専用端末

無線通信機能を有し、かつ、無線式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコン等をいう。

(基本原則)

第3条 無線式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 無線式防犯カメラの設置、管理及び運用は、第1条に規定する無線式防犯カメラの設置目的に則して使うこと。

(2) 無線式防犯カメラの設置に当たっては、その設置場所を町民に十分に周知すること。

(3) 無線式防犯カメラには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が記録されるよう適切に管理すること。

(2) 画像は、犯罪の未然防止及び犯罪発生時への対応のために必要な場合に限って利用し、又

は提供することとし、他の目的で使用しないこと。

3 専用端末には、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

(設置場所)

第4条 無線式防犯カメラは、大阪府泉佐野警察署から提供される犯罪情報に則して、必要な場所に設置するものとする。

2 無線式防犯カメラを設置した場所周辺においては、無線式防犯カメラによる映像の録画が行われていることを町民が認識することができるよう、見やすい箇所に表示板等を掲示するものとする。

(稼働時間)

第5条 無線式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して概ね7日間とする。ただし、犯罪防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

(管理責任者等の設置)

第7条 無線式防犯カメラの適正な管理及び運用を行うため、安全安心まちづくり推進局に無線式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び無線式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、安全安心まちづくり推進局課長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線式防犯カメラの設置場所の選定に関する事。
- (2) 画像の保存及び管理に関する事。
- (3) 捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関をいう。以下同じ。）に対する画像の提供に関する事。
- (4) 運用責任者の選任に関する事。

3 運用責任者は、安全安心まちづくり推進局の職員のうち管理責任者が選任した者とし、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線式防犯カメラの設置場所の保守及び維持管理に関する事。
- (2) 無線式防犯カメラ及び専用端末の保守及び維持管理に関する事。
- (3) 無線式防犯カメラからの画像の取り出しに関する事。

(画像管理責任者等の設置)

第8条 泉佐野警察署に画像管理責任者を置く。

2 画像管理責任者は、泉佐野警察署長（以下「警察署長」という。）とし、次の各号に掲げる事務を行う。

（1）画像管理運用要領を定め、画像及び専用端末の適切な管理及び運用を行うこと。

（2）無線式防犯カメラからの画像の取り出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。

（専用端末の配置等）

第9条 専用端末は、田尻町役場及び泉佐野警察署に配置する。

2 前項の規定による専用端末の配置台数は、次のとおりとする。

（1）田尻町役場 安全安心まちづくり推進局 1台

（2）泉佐野警察署 生活安全課 1台

（画像の利用）

第10条 管理責任者は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取り出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を管理責任者に報告するとともに、田尻町無線式防犯カメラ画像管理台帳（様式第1号。以下「台帳」という。）に必要な事項を記録しなければならない。

3 運用責任者は、管理責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像の外部提供手続）

第11条 警察署長は、犯罪捜査のため特に必要があると認められるときは、事前に町長に対し、田尻町無線式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（様式第2号）及び捜査関係事項照会書を提出し、承認を受けた後、画像取扱警察職員をして、泉佐野警察署に配置する専用端末を用いて、画像を取り出すことができる。ただし、夜間・休日等の緊急を要する犯罪捜査において、やむを得ないと認められるときは、事後速やかに、町長に対して、田尻町無線式防犯カメラ画像緊急利用申請書兼誓約書（様式第3号）及び捜査関係事項照会書を提出し、承認を得るものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による利用申請書の提出があったときは、台帳に必要な事項を記録するものとする。

（守秘義務）

第12条 無線式防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日）

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。